

3月定期総会 会議録

会議の開催日時 令和6年3月11日(金) 13時30分 ～ 15時00分

会議の開催場所 彦根市役所 5階 5-1・5-2会議室

会議の内容 議第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請
議第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請
議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請
議第13号 事業計画変更承認申請について
議第14号 彦根市農用地利用集積計画(案)
議第15号 彦根市農用地利用集積等促進計画(案)
追加議案 議第16号 農地利用最適化推進委員の辞任について

出席農業委員は下記のとおり

1 大西 太郎	11 澤田 勘一(副会長)
2 辻 宏(Bブロック長)	12 中川 嘉和
3 田中 金二(会長)	14 田附 隆司
4 高田 克己	15 林 敏
5 吉岡 巳津夫	16 濱村 功
6 北村 文尾	17 疋田 菜穂子
7 伴 孝子(副会長)	18 西川 末美
8 北川 悟	19 月田 晴男
9 小林 爲夫	
10 松宮 秀治(Cブロック長)	

欠席した農業委員は以下のとおり。

13 辻野 久和(Aブロック長)

地区担当委員として出席した農地利用最適化推進委員は下記のとおり。

5 西村 徳一 15 横山 信人 17 田中 重和 18 服部 茂樹

会議に出席した事務局員は下記のとおり。

局長 林 達也 次長 大村 敏男 主任 八木 貴大

議案の説明のために出席した農林水産課の職員は下記のとおり。

主事 大橋 和史

当日の記録係

次長 大村 敏男

○ 議長（田中 金二）

定刻となりましたので、ただいまから3月定期総会を開会いたします。本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶をさせていただきます。

（ 会長挨拶 ）

辻野 久和 委員 西田 忠彦 推進委員 富江 文弘 推進委員 から欠席の報告がされております。

なお、本日の議案にかかる立会報告および案件説明のため、推進委員の

5 西村 徳一 15 横山 信人 17 田中 重和 18 服部 茂樹
に出席いただいておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、本日の議事録署名委員でございますが、私から指名させていただきます。4番 高田 克己 委員、5番 吉岡 巳津夫 委員をお願いいたします。

それでは、会長経過報告をさせていただきます。

（ 会長経過報告 ）

それでは、今月の許可申請に係る現地調査を、3月4日に実施しておりますので、立会報告をお願いいたします。

○ 田附 隆司 委員

（ 現地調査立会報告 ）

○ 議長（田中 金二）

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。事務局から議題の朗読をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

議第10号 農地法第3条第1項の規定による許可申請

議第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請

議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請

議第13号 事業計画変更承認申請について

議第14号 彦根市農用地利用集積計画（案）

議第15号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）

本日、お配りしております

追加議案

議第16号 農地利用最適化推進委員の辞任について

でございます。

○ 議長（田中 金二）

【3条申請審議】

それでは、議第10号農地法第3条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。
事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 1番案件

所有権の移転の1番案件の申請地は、農業振興地域外、市街化調整区域の農地です。

また、申請地の●●と●●の間には、●●が存在し、これら3筆をまとめて、売買されるものですが、真ん中の●●につきましては、登記地目が「ため池」、現況が作業小屋や倉庫が建っており農地ではありませんので、今回の申請地には含まれません。

なお、こちら農地の場所は、琵琶湖と県立大学の間、八坂町集落内の農地です。

譲渡人の●●さんも●●さんも、高齢となられ、だんだんと畑の維持が難しくなってきたところ、一方で、譲受人の●●さんは、一昨年に、大阪から申請地の隣の住宅に転入され、畑で耕作をはじめたいと思われていたところで、売買の話しがまとまったものです。

譲受人は、今後、意欲的に赤ソバ等を作付したい計画ですが、これまで農業履歴はありませんので、今後の耕作状況について、特にエリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

申請地は、譲受人の住居とは隣接であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われま

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田中 重和 推進委員、林 敏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田中 重和 推進委員

特に問題ありません。

○ 林 敏 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、2番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 2番案件

所有権の移転の2番案件の申請地は、農業振興地域の白地の農地です。

南三ツ谷町集落の中でも東の方、豊田神社や草の根広場の近くに位置する農地です。

令和3年に今回申請地の隣で、譲渡人の●●さんが所有されていた住宅を、譲受人の●●さんが購入され、住民票の移動はまだですが、現在はその住宅に居住されています。このことから、その住宅に隣接する●●さん所有の申請地についても、県外在住であり管理もできないことから売買の話しがまとまったものです。

譲受人は、今後、意欲的にブルーベリーを作りたい計画ですが、これまで農業履歴はありませんので、今後の耕作状況について、特にエリア担当の委員さんにおかれましては、経過観察をいただければと思います。

申請地は住居とは隣接であり常時従事要件に抵触する状況は見受けられませんし、地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件について問題ないと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田附 隆司 委員 何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。それでは、3番目の案件の説明をお願いします。

○ 事務局（大村 次長）

3条 3番案件

所有権の移転の3番案件の申請地は、農業振興地域の白地の農地です。

申請地は、本庄町集落の中でも北の方で、稲枝ふたば保育園の北側30mほどに位置する農地です。

譲渡人の●●さんは、高齢であり県外に転居され、これまで居住されていた住宅等資産の管理もできないことから、譲受人の●●さんに相談されたところ、申請地も含めて、●●さんと●●さんの間で、売買する話がまとまりました。

譲受人は、3年の農作業歴があり、東近江市佐野町からの耕作となりますが、能登川駅の東側で、申請地までは、車で10分程度であり、常時従事要件に抵触する状況は見受けられません。東近江市に所有の農地については、東近江市農業委員会から全部効率利用要件を満たす証明の発行もいただいております。地元の農業関係者の同意も得ておりますことから、地域調和要件についても問題ないと思われまます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、田附 隆司 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 田附 隆司 委員

特に問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

— 異議なし —

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【4条申請審議】

続きまして、

議第11号 農地法第4条第1項の規定による許可申請を議題として取り上げます。事務局か

ら説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

4条 1番案件

転用目的は駐車場です。

申請地は、周囲がすべて埋め立てられており耕作が出来ないこと、また市立病院の駐車場として利用させてほしいとの声がかかっていることから、今後は駐車場として使用したいと申請されました。

申請地はシルバー人材センターや庄堺公園の近くにある、開出今北の交差点から、市立病院の方に 200m ほどの距離にある、農業振興地域外の農地です。

まず、立地基準に照らして判断しますと、周囲は完全に宅地化されており、住宅、公共施設等が連たんするエリアであることから、第3種農地に分類されます。第3種農地は転用が可能です。

一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、土地全体を駐車場として利用されます。

周辺農地への被害防除措置等につきましては、周囲が全て転用済みとなっていますので特に問題ありません。

申請目的の実現の確実性については、造成に関する見積書および通帳の写しが提出されており、資金的な問題はございません。また土地改良区さんの受益地外であることを確認しております。その他、必要な資料の添付がございますことから、一般基準についても問題がないものと思われ
ます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、西村 徳一 推進委員、辻 宏 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 西村 徳一 推進委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 辻 宏 委員

問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可とします。

【5条申請審議、事業計画変更承認申請】

続きまして、

議第12号 農地法第5条第1項の規定による許可申請と、関連する議第13号事業計画変更承認申請を議題として取り上げます。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

5条 1番案件 および 事業計画変更承認申請

議第12号農地法第5条第1項の規定による許可申請と、議第13号の事業計画変更申請は、同じ案件で説明内容が重複しますことから、まとめて進めさせていただきます。本件は一時転用許可の延長許可にかかる申請です。

転用目的は工事用車輛通路で、賃貸借による権利の設定を伴う一時転用となります。

現在、東海道新幹線では鳥居本町、小野町付近で防音壁の補強工事が進められています。また、1930年代から1970年代にかけて、現在のイオンの場所にあった住友大阪セメントに石灰石を空中ケーブルで運んでいました。その下を通る新幹線を防護する目的で設置された構造物が小野町のこの場所に残っていましたが、耐震上問題があるため防音壁補強工事に合わせて撤去することとなりました。

しかし周辺には撤去にかかる大型重機が進入できる道がないため工事用道路を設置するほかに、工事用車両通路の一時転用許可を令和4年4月の定期総会でご審議いただき、許可相当とのご判断を頂きました。この際の一時転用許可の期間は令和4年4月20日から令和7年3月31日までの約3年間となっています。なので、まだ1年は一時転用期間が残っています。

それを踏まえて今回の話になります。その後、工事は進められているのですが、新型コロナウイルスやウクライナ戦争等、様々な情勢の影響を受け、現場作業員が想定より稼働できない、必要な資材が必要な時に入ってこないといった問題が生じており、現時点ですでに工期が1年延びる見込みとなっております。

このことから、当初の許可申請で提出されていた事業計画が1年延びるスケジュールに変更になったとして事業計画変更申請を。そして、1年延びることで当初許可期間を越えてしまうことから一時転用許可を求め、5条許可申請を提出されました。

申請地は、鳥居本町と小野町に跨る市街化調整区域内、農業振興地域外の農地となります。まず、立地基準に照らして判断しますと、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、農地区分としましては第1種農地であると判断できます。第1種農地は立地基準上原則許可できませんが、一時転用で位置が限定されており、当該申請地以外には代替性のある土地がないことから、例外的に許可可能と判断されます。

なお、図面の枚数が非常に多いため、スライドでは一部のみ挙げさせていただきました。ご覧

になりたい方はこちらにございますのでよろしくお願いいたします。

さて、では一般基準に照らして説明をさせていただきます。利用計画としましては、高架下の管理用道路と同じ高さまで造成し、幅員約12メートルから15メートル、総延長約1,270メートルの道路となります。周辺農地への被害防除措置につきましては、雨水につきまして、仮設道路の外側に水路を設置し、既存水路へ放流します。また、既存水路の上は鉄板を敷いて補強され影響がないように施工されることから問題はないものと判断されます。一部、この仮設道路の敷設が原因と考えられる排水不良を起こした農地がありましたが、局所的に排水性能を上げる等の個別対応をしていただき、解決しております。

他、土地改良区の受益地ではないことを確認しておりますこと、また必要となる他法令の関係としまして、滋賀県土地利用に関する指導要綱、河川法、道路法、法定外公共物占有許可、土壤汚染対策法、文化財保護法についても手続き済みです。一般基準についても問題ないものと思われれます。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの件について、横山 信人 推進委員、 服部 茂樹 推進委員、松宮 秀治 委員、何かコメントがあればお願いします。

○ 横山 信人 推進委員

問題ありません。

○ 服部 茂樹 推進委員

何ら問題ありません。

○ 松宮 秀治 委員

事務局の説明のとおり問題ありません。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

○ 議長（田中 金二）

異議がないようですので、本件につきましては許可相当とします。

推進委員も含めた審議案件は以上となります。推進委員の皆さんはご退席いただいても構いませんし、またご都合が許す方については引き続き定期総会にご参加いただいても構いません。

－ 推進委員退室 －

－ 農林水産課職員入室 －

続きまして、議第14号 彦根市農用地利用集積計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積計画（案）は異議なく承認するというので、市長に報告いたしますので、ご了承願います。

続きまして、議第15号 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を議題として取り上げます。農林水産課から説明をお願いします。

○ 農林水産課（大橋 主事）

（ 彦根市農用地利用集積等促進計画（案）を読み上げ ）

○ 議長（田中 金二）

ただいまの説明につきまして、ご異議・ご意見ございませんか。

－ 異議なし －

ただいまの彦根市農用地利用集積等促進計画（案）は、原案のとおり市長に報告いたしますので、ご了承願います。

農林水産課の職員さんは退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

－ 農林水産課職員退室 －

【追加議案】

次に、追加議案の議第16号 農地利用最適化推進委員の辞任について、事務局より説明をお願いします。

○ 事務局長（林 達也）

議第16号「農地利用最適化推進委員の辞任について」ご説明します。

富江 文弘委員から、一身上の都合により、令和6年3月11日付で「辞任願」が提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条の規定によりますと、農地利用最適化推進委員の辞任について、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができるとあります。

したがいまして、本件につきまして、農業委員会の同意を求めるものであります。

なお、補足としまして、本議案の承認が得られましたら、推進委員を募集することになり、推薦書等の必要書類を提出いただき、残りの任期について後任の委員を選定していく運びとなります。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの追加議案について、ご意見はありますか。

－ 異議なし －

特にご意見等ないようですので、

それでは、追加議案である富江 文弘推進委員の辞任を承認します。

続きまして、報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

報告第8号 農地賃貸借の解約通知報告 今月は37件

報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告 今月は8件

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。

ご質問も無いようですので、報告事項については終わります。

続きまして、局長専決報告事項の朗読および報告をお願いします。

○ 事務局（八木 貴大）

局専報告第5号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出報告
件数は1件 面積は326㎡です。

○ 議長（田中 金二）

ただいまの報告につきまして、ご質問ございませんか。質問がなければ、それでは、慎重に審議いただきありがとうございますございました。これをもちまして、3月定期総会を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。